

安全で安心な三重のまちづくり アクションプログラム



「県民力でつくる 犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重」をめざして

誰もが安全に安心して暮らせるまちは、すべての県民の皆さんの願いであるとともに、「幸福実感日本一」の三重をめざすために欠かすことのできない基盤の一つです。

『犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例』の前文には、「私たちすべての県民は、自らの安全は自らが守るという意識を持つとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備することにより、地域社会全体が連携協力して犯罪のない安全で安心なまちの実現を図る」という決意が述べられています。また、『第10次三重県交通安全計画』では、「交通事故の防止は、国、県、市町、関係機関・団体だけでなく、県民一人ひとりが全力をあげて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題」としてしています。



このように、本県の防犯・交通安全の取組は、これまでも県民力で進められてきました。

県内における刑法犯認知件数は、平成14（2002）年の47,600件をピークに年々減少を続け、平成27（2015）年にはピーク時から7割近く減少した15,178件となり、平成に入ってから最少を記録しました。暫定値によれば、平成28（2016）年の件数はさらに減少する見込みです。また、交通事故死者数は、増減を繰り返しながらも、長期的には減少傾向にあります。

しかしながら、県民の皆さんに大きな不安を与える凶悪犯罪や侵入犯罪、子ども・女性が被害となる性犯罪等は後を絶たず、交通事故死者数についても、平成28（2016）年中には対前年比で大きく増加し、本県として16年ぶりに交通死亡事故多発非常事態宣言を発令するなど、犯罪や交通事故に関する安全・安心の実現には、未だ課題が残っています。

そうした中、平成28（2016）年5月26、27日に開催された「G7伊勢志摩サミット」は、安全・安心が確保され成功裏に閉幕したことに加え、「自分のまちは、自分たちで守る」という思いを、県民の皆さん一人ひとりが一層強める機会になりました。このことは、サミット開催によって私たちが得た大きな資産（レガシー）の一つです。

サミット開催を経て、多くの県民の皆さんの安全・安心への意識が向上するとともに、自分たちのふるさとの魅力に改めて気付き、愛着や誇りを強めた今こそ、皆の力を一つにし、どこよりも安全で安心な三重をめざす絶好の機会です。

このような思いで、『安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム』を作りました。このプログラムの主役はあなたです。県民の皆さん、事業者の皆さん、警察、行政など、さまざまな主体が力を合わせてアクションを起こし、犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重をめざしましょう。

目 次

第1章 策定にあたって	1
(1) なぜ今、アクションプログラムを策定するのか.....	1
(2) アクションプログラムの概要.....	3
①位置づけ ②計画期間	
第2章 三重県の「安全で安心なまちづくり」に関する状況	4
(1) 犯罪と交通事故の状況.....	4
(2) 県民の皆さんの意識.....	5
第3章 アクションプログラムがめざすもの	9
(1) 基本方針.....	9
(2) 基本目標.....	17
(3) 構成と推進体制.....	19
第4章 重点テーマ	23
(1) 犯罪被害に遭いにくい生活環境を確保する.....	25
(2) 子ども・女性・高齢者を犯罪から守る.....	31
(3) テロ対策を推進する.....	37
(4) IT社会における安全・安心を確保する.....	39
(5) 薬物乱用を防止する.....	44
(6) 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす.....	47
(7) 犯罪被害者等支援策を充実させる.....	54
[参考] 県関係の各種相談窓口（防犯・交通安全に関連するもの）.....	59
第5章 策定後の展開	61
(1) 「オール三重」の県民運動へ.....	61
(2) 未だ見ぬ犯罪に立ち向かうために.....	61

